

2019年10月1日

お客さま 各位

東海労働金庫

J-Debit「キャッシュレス・消費者還元事業」におけるお客さまへのポイント還元
(キャッシュバック) について

日頃より〈東海ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、消費税引上げに伴う「キャッシュレス・消費者還元事業」について、当金庫はJ-Debitを利用したお客さまへのポイント還元(キャッシュバック)の実施に向け、キャッシュレス発行事業者として本事業へ参加するための手続きを進めてまいりましたが、労働金庫業態での登録申請手続きの都合により、2019年10月1日からの、ポイント還元(キャッシュバック)を行うことができないこととなりました。

今後、お客さまへのポイント還元(キャッシュバック)が可能になり次第、改めてご案内させていただきます。

お客さまには、多大なるご不便、ご迷惑をお掛けすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

本件に関するお問い合わせは、当金庫「お客さまセンター(TEL0120-226-616)」、または、「最寄りの営業店」までご連絡ください。

以 上